

高知県単位価格表示基準の設定（昭和52年10月1日告示第508号）

最終改正:平成18年9月22日告示第640号

改正内容:平成18年9月22日告示第640号〔令和元年12月27日〕

○高知県単位価格表示基準の設定

昭和52年10月1日告示第508号

改正

平成11年10月14日告示第633号

平成13年5月11日告示第348号

平成18年9月22日告示第640号

高知県消費生活条例(昭和50年高知県条例第19号)第15条第1項の規定に基づき、単位価格の表示に関する基準を次のとおり定め、昭和52年12月1日から施行する。

単位価格の表示に関する基準

1 単位価格の表示実施対象事業者

単位価格の表示を実施する対象事業者は、次に掲げる者とする。ただし、(2)に掲げる者にあつては、売場面積が200平方メートル以上である店舗において単位価格の表示を実施するものとする。

(1) 売場面積が300平方メートル以上である店舗において小売業を営む者(消費生活協同組合法(昭和23年法律第200号)に基づき設立された消費生活協同組合及び農業協同組合法(昭和22年法律第132号)に基づき設立された農業協同組合で組合員の生活に必要な物資を供給する事業を行うものを含む。以下同じ。)

(2) 県内に複数の店舗をもって小売業を営む者

2 単位価格の表示対象品目及び基準単位量

単位価格を表示する品目及び単位価格の表示に用いる基準単位量は、別表のとおりとする。

3 単位価格の表示の方法

単位価格の表示の方法は、次に掲げるいずれかの方法又は2以上の組合せによる方法とする。

(1) 商品ごとに直接ラベルをはり付けて表示する方法

(2) 商品の陳列だな等に表示する方法

(3) 商品の近くに下札又は置札で表示する方法

(4) 商品の近くに一覧表で表示する方法

4 単位価格の表示事項

単位価格の表示事項は、次のとおりとする。

(1) 面前計量の方法により商品を販売する場合の表示事項は、商品名、基準単位量及び単位価格とする。

(2) 面前計量以外の方法により商品を販売する場合の表示事項は、商品名、基準単位量、単位価格、内容量及び販売価格(容器代を含めた価格をいう。以下同じ。)とする。

5 単位価格の算出方法

単位価格は、販売価格を当該品目の内容量で除して得た額の有効数字3ケタ(4ケタ目を四捨五入)に別表の右欄に掲げる基準単位量を乗じて得た額とする。

6 この告示において「単位価格」とは、商品ごとの質量、体積、長さ等の単位当たりの価格をいう。

前 文(抄)(平成13年5月11日告示第348号)

平成13年6月1日から施行する。

前 文(抄)(平成18年9月22日告示第640号)

平成18年10月1日から施行する。

別表

品目名	基準単位量
(加工食品)	
ハム	100 グラム
ソーセージ	100 "
粉ミルク	100 "
インスタント粉末クリーム	10 "
チーズ	100 "
マカロニ	100 "
スパゲッティ	100 "
ソース	100 ミリリットル
ケチャップ	100 グラム
マヨネーズ	100 "
食酢	100 ミリリットル
化学調味料	10 グラム
即席カレールー	10 "
サラダドレッシング	100 "
フレンチドレッシング	100 ミリリットル
インスタントコーヒー	10 グラム
インスタントココア	10 "
紅茶	10 "
食用油	100 "
砂糖(角砂糖を除く。)	100 "
はちみつ	100 "
ジャム	100 "
みそ	100 "
しょうゆ	100 ミリリットル
削り節	10 グラム
小麦粉	100 "
パン粉	100 "
(生鮮食品)	
かぼちゃ	100 グラム
ばれいしょ	100 "
精肉	100 "
温州みかん	100 "
きゅうり	100 "
玉ねぎ	100 "
トマト	100 "

- 注 1 この表において基準単位量がグラムで定められている品目が製造段階等においてリットル又はミリリットルで表示されている場合には、この表の基準単位量の欄中「10グラム」とあるのは「10ミリリットル」と、「100グラム」とあるのは「100ミリリットル」と、この表において基準単位量がミリリットルで定められている品目が製造段階等においてキログラム又はグラムで表示されている場合には、この表の基準単位量の欄中「100ミリリットル」とあるのは「100グラム」と読み替えてこの表を適用して差し支えない。
- 2 この表において基準単位量が「10グラム」と定められている品目が、基準単位量の10倍以上の内容量で販売される場合には、この表の基準単位量の欄中「10グラム」とあるのは、「100グラム」と読み替えてこの表を適用して差し支えない。